

**静岡県告示第421号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき二級河川伊東大川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川伊東大川水系河川整備基本方針は、令和3年4月16日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

=====

**静岡県告示第422号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき二級河川北川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川北川水系河川整備基本方針は、令和3年4月16日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

=====

**静岡県告示第423号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき二級河川坂口谷川水系河川整備基本方針を変更したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川坂口谷川水系河川整備基本方針は、令和3年4月16日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

=====